ＤＸ推進リーダー研修業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

本業務は、「富山県職員DX人材育成・確保基本方針」に基づき、県庁内ＤＸを推進することができる人材を育成・確保するため、DX推進リーダー研修を行うものです。

本要領は、県が本業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

1. 概要
   1. 業務名 ＤＸ推進リーダー研修業務
   2. 業務の内容等 別紙1「ＤＸ推進リーダー研修業務委託仕様書（案）」   
       （以下、「仕様書」という。）のとおり。  
       （契約書案は別紙2）
   3. 委託期間 契約締結の日から令和８年３月31日まで
   4. 委託料の上限額 金560万円（消費税及び地方消費税含む。）

※1上記限度額とは別に、契約手続において予定価格を設定します。

※2 受託事業者決定後、市町村DX研修を含めた再見積もりを徴収します。

1. 参加資格要件

企画提案に参加しようとする者は、次の条件をすべて満たすこと。

* 1. 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
  2. プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
  3. 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
  4. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  5. 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
  6. 次のいずれにも該当しないこと。
     1. 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
     2. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
     3. 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
     4. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
     5. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
     6. 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
     7. 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
     8. 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
     9. 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
     10. 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同業第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
     11. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
     12. 県税を滞納している者
     13. 民法（明治29年法律第89号）第13条第１項10項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
     14. 禁固以上の刑に処さられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

1. 参加手続き
   1. 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、令和７年５月16日（金）午後５時まで（必着）に以下のURLから必要事項を入力してください。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/OVZCOTQo>

* 1. 本プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和７年５月14日（水）午後５時まで（必着）に電子メールにて提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、質問に対する回答は、令和７年５月16日（金）午後５時までに申込書を受理した全者に電子メールで回答します。

* 1. 受け付けない質問項目
     1. 他の応募者に関する質問
     2. その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

1. 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込みされた業者は、別紙の仕様書を踏まえ、次のとおり、企画提案書等を提出してください。

* 1. 提出期限

令和７年５月21日（水）午後５時【必着】

* 1. 提出書類

以下の書類を提出願います。なお、提出書類は返却しません。

* + 1. 企画提案書（様式任意）
    2. 会社概要（様式３）※

提案書提出期限の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、省略可

* + 1. （別紙４）仕様書要件対比表
    2. 経費見積書（様式任意）

本委託業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出し、見積書を作成してください。なお、積算の内訳を明記願います。

* 1. 提出方法

ファイル形式はPDFとし、県が指定するURLからアップロード願います。なお、アップロード先については、参加申込者に対して別途お知らせします。

* 1. 企画提案書について
     1. 企画提案書は１者につき１提案とします。
     2. 規格はA4判、20ページ以内（指定様式は除く）、とします。
     3. 県において複数の提案を公正に比較できるよう、調達仕様書の内容に従って作成ください。
  2. 留意事項

提案書の記述内容に不整合があった場合は、県に有利な記述内容を正とみなします。

1. 審査方法及び審査結果
   1. 審査の方法

（別紙５）「ＤＸ推進リーダー研修業務委託に係るプロポーザル評価基準」に基づき、企画提案書の審査を実施します。企画提案書等の書面審査とプレゼンテーションにより、最も優れた提案であると評価された者を契約候補者とします。なお、参加申込者が多数の場合、事前に書類選考を実施し、プレゼンテーション参加者を選定いたします。

※プレゼンテーションについて

提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーションを実施しますが、この場合は、評価基準点を満たしているかどうかで選定の可否を決定します。

実施日：令和７年５月26日（月）

実施方法及びタイムスケジュール：オンライン実施。

1. 順番は提案書の提出順とし、詳細は別途、通知します。  
   原則として、プレゼンテーションは県が主催しTeamsで行いますが、他のツールを使用する必要がある場合は、各社で設定等を行い、会議ID等を事前に県に連絡願います。
2. 持ち時間は20分以内（時間厳守）とし、プレゼンテーション終了後の質疑応答時間は10分以内（時間厳守）とします。
   1. 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日電子メールで通知するとともに、富山県ホームページに採否のみ結果の公開を行います。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

1. 契約

契約候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約締結するものとします。契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合があります。この場合、次点者と契約締結について協議します。

なお、契約保証金については、富山県会計規則の規定に基づき取り扱うこととし、契約者が契約保証金の免除を求める場合は、免除要件に該当することを証明する書類を契約時に提出することとします。

1. 今後のスケジュール

令和７年４月28日（月） 実施公告

令和７年５月14日（水）午後5時 質問書提出期限

令和７年５月16日（金）午後5時 参加申込書提出期限

令和７年５月21日（水）午後5時 企画提案書等提出期限

令和７年５月26日（月） プロポーザル審査会

令和７年６月上旬（予定） 審査結果通知

1. 問合せ先

画面下部の「お問い合わせフォーム」から、件名を「ＤＸ推進リーダー研修プロポーザルについて」と入力し、送信をお願いします。

提出の際は、件名に【ＤＸ推進リーダー研修】を必ず付記ください。

1. お問い合わせは、原則メールにてお願いいたします。次に掲げる場合については提案を無効とします。

① 所定の日時までに提出すべき書類を提出しなかった場合

② 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

1. プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とします。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承願います。
2. 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
3. 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
4. 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
5. 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
6. 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。